

玉川落合線 全面通行止め

平成30年7月豪雨災害により被災した市道玉川落合線は、災害復旧工事のため全面通行止めとなります。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

期間 10月19日(月)～令和3年1月29日(金)(終日)

規制区間 玉川町玉地内～落合町阿部地内

☎建設課 ☎(21)0232

ヤフー(株)と防災協定を締結

災害発生時における市民への情報提供の迅速化および多重化を目的として、市はヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を9月16日に締結しました。今後、次のようなサービスを順次開始します。

- ① **キャッシュサイトの開設** 災害時に市ウェブサイトへのアクセスが集中することで閲覧できなくなることを回避するため、Yahoo!Japan ウェブサイト内にキャッシュサイト(サーバー内にコピーされたウェブサイト)を開設します。
- ② **被災地情報の掲載** 大規模災害発生時に、避難所や給水所、入浴所など

どの生活情報を「Yahoo!避難地情報マップ」や「Yahoo!防災速報アプリ」で公開します。

③ **市からの緊急情報の発信** 「Yahoo!防災速報アプリ」を活用し、プッシュ配信します。

発信する防災情報 ①避難関連情報(避難情報以外の補足情報) ②ライン情報(断水、給水、交通情報など) ③災害関係注意喚起(台風や大雨、地震発生後の余震などの注意喚起) ④その他住民保護 ⑤防災訓練通知(防災訓練当日の訓練通知、防災訓練通知の予告)

④ **高梁市河川監視カメラ画像を「Yahoo!天気・災害」に掲載**

Yahoo!防災速報アプリ

スマートフォンを使っている人は「Yahoo!防災速報アプリ」をダウンロードし、高梁市を地点登録すると、関係する緊急情報や気象庁が発表する情報などを自動的に受け取ることができます。



Android iPhone

※スマートフォンを持っていない人も携帯電話やパソコンでお知らせを受け取ることができます。

☎防災復興推進課 ☎(21)0246

災害で住まいが被害を受けたときに

災害が発生し、住まいが被害を受けたときは、被害状況を写真で撮るようお願いします。

さまざまな被災者支援を受ける際に必要となる被災証明書は、市町村職員による被害認定調査を経て市町村から発行されますが、その前に建物の修理や片付けをしようとする調査が難しくなります。

写真を撮るときは、次の3点に気を付けてください。

- ① 外観を4方向から撮りましょう。
- ② 浸水した場合は、浸水の深さが分かるように撮りましょう。
- ③ 被災した箇所の詳細が分かる写真と、全景が分かる写真をそれぞれ撮りましょう。

これらの写真は保険会社に損害保険を請求する際などにも役に立つことがあります。

☎岡山県危機管理課

☎086(226)7293



狩猟期間

11月15日(日)～令和3年2月15日(月)は狩猟期間です。ただし、イノシシとニホンジカについては、農作物などへの被害防止を目的として狩猟期間を1カ月間延長し、3月15日(月)までとしています。

野山に出かけるときは、目立つ色の服装を着用するなど十分に注意してください。

☎岡山県農村振興課鳥獣害対策室 ☎086(226)7439 / 備中県民局森林企画課 ☎086(434)7052

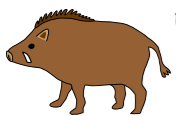
野生の鳥獣を捕獲するには免許などの資格が必要です

狩猟だけでなく有害鳥獣の駆除にも活躍するわななどの猟具ですが、使い方を誤れば人が怪我をすることもあります。

免許などの資格がない人がわななどを使用して野生の鳥獣を捕獲すると、1年以下の懲役や、100万円以下の罰金などが適用される場合がありますのでご注意ください。

☎有害鳥獣対策室

☎(21)1190



租税作品展

11月11日(水)～17日(火)の「税を考える週間」に合わせ、市内の小・中学生による習字・作文などを掲示する「租税作品展」を開催します。

高梁市図書館

日時 11月11日(水)～16日(月)

場所 4階多目的室前

イズミゆめタウン高梁店

日時 11月17日(火)～23日(月・祝)

場所 2階特設会場

☎高梁税務署 ☎(22)2546

野焼きによる大気汚染を防ぎましょう

ごみや不要物をはじめとする廃棄物の野焼きは、廃棄物処理法により原則禁止されています。農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ず行う稲わらや刈草、剪定枝の焼却などは野焼きの禁止の例外とされていますが、野焼きは大気汚染につながり、煙のにおいや灰の飛散など周辺環境への影響がありますので、できる限り行わないようにしましょう。

☎岡山県環境管理課

☎086(226)7302

用水路への転落に注意

10月から3月は日暮れも早く、暗闇で用水路への転落事故などが発生する危険性が高くなります。誤って足を踏み外したり、水路に気付かず転落したりしないように、十分に注意してください。

注意が必要な場所

- ・用水路沿いの細い道
- ・水路と道路が交差する場所
- ・街路灯などが少ない水路沿いの道

転落事故に遭わないために

- ・自転車のライトを早めに点灯
- ・薄暗い時間帯の歩行はライトを携帯
- ・歩きながら携帯電話やスマートフォンなどを操作をしない
- ・普段から危険な場所を確認し、安全な道を利用

☎建設課 ☎(21)0232

低未利用土地の譲渡に係る特例措置について

都市計画区域内の低未利用土地の適切な利用・管理を促進するため、次の条件を満たす取引について、売主の譲渡所得から100万円が控除される特例措置が創設されました。確定申告に必要な低未利用土地確認書の発行については、企画政策課

消防署だより

秋の全国火災予防運動

「その火事を防ぐあなたに金メダル」のスローガンのもと、秋の全国火災予防運動が11月9日(月)～15日(日)の期間で行われます。

この機会に住宅用火災警報器の作動確認をしましょう。住宅用火災警報器は、全ての住宅に設置が必要です。電池切れで万が一の時に作動しなかったということがないようにしましょう。

確認方法は、住宅用火災警報器のボタンを押すか、ひもを引くことで確認ができます。正常な場合は、「ピーピーピー」火事です」「ピーピーピー」火事です」などの音声が発します。



9月の火災・救急件数

火災 0件(前月から1件減)
救急 161件(前月から3件増)

☎消防本部予防課 ☎(21)0121

へお問い合わせください。

主な条件 ①令和2年7月1日(水)

- から令和4年12月31日(土)までの間の譲渡 ②譲渡した人が個人 ③都市計画区域内の低未利用土地であり、譲渡後の利用について市が確認 ④譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超える ⑤土地と建物などの取引額の合計が500万円以下

☎企画政策課 ☎(21)0208

犯罪被害者に支援を

11月25日(水)～12月1日(火)は「犯罪被害者週間」です。

犯罪被害者支援活動

事件や事故の被害者やその家族は、その後の生活の中でさまざまな困難に直面します。被害者や家族が置かれている状況を理解し、平穏な生活を営むことができるよう社会全体で支えていきましょう。

犯罪被害者給付制度 犯罪被害に遭った被害者や家族に、給付金(遺族給付金・重症病給付金・障害給付金)が支給されます。

犯罪被害相談電話 おかやま被害者支援ネットワーク事務局(警察本部

内) ☎086(233)8349

☎高梁警察署警務課 ☎(22)0110